



# 広島県報

定期  
第74号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

広島県証紙売りさばき人の指定  
救急病院等の認定  
解除予定保安林にする旨の通知  
出納総務室  
医療対策室  
治山室

### 公告

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(二件)  
県営土地改良事業変更計画の樹立  
開発行為に関する工事の完了  
地域産業振興室  
土地改良室  
建築指導室

### 人事委員会規則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
人事委員会告示  
(県法規登載)

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示  
公安委員会告示

## 告示

広島県告示第八百六十二号

広島県証紙条例(昭和三十九年広島県条例第二十八号)第五条第一項の規定によって、次

のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成十八年十月二日

広島県知事 藤田雄山

名称	主たる事務所の所在地	売りさばき所	売りさばきをする証紙の種類
世羅町	世羅郡世羅町大字西上原一三番地の一	世羅郡世羅町大字西上原一三番地の一	広島県収入証紙

広島県告示第八百六十三号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。  
平成十八年十月二日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
岡田整形外科医院	広島市南区宇品御幸四丁目九番二一 号	平成二一年一〇月二日	更新
医療法人社団齋整形 外科	広島市西区己斐本町一丁目五番五号	平成二一年一〇月二日	更新

広島県告示第八百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。  
平成十八年十月二日

広島県知事 藤田雄山

- 解除に係る保安林の所在場所  
山県郡北広島町才乙字西山一三二の五三・一三二の五五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び北広島町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第二項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

#### 1 名称

(仮称) マックスバリュ東広島高屋店A敷地

#### 2 所在地

東広島市高屋町杵原一七七六番外

### 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### 1 大規模小売店舗を設置する者

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭  
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

#### 2 小売業を行う者

(一) 名称 株式会社廣文館 代表取締役 丸岡 才一郎  
住所 広島市中区本通り一番一一号

(二) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭  
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(三) その他未定

### 三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年五月十四日

### 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千七百五十四平方メートル

### 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### 1 駐車場の収容台数

三百十七台

#### 2 駐車場の収容台数

二百六十七台

### 3 荷さばき施設の面積

二百十平方メートル

### 4 廃棄物等の保管施設の容量

四十七立方メートル

### 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

##### (一) 株式会社廣文館

開店時刻 午前九時、閉店時刻 翌午前二時

##### (二) マックスバリュ西日本株式会社

開店時刻 午前七時、閉店時刻 午後十二時

##### (三) その他

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時

#### 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前二時三十分まで

#### 3 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

#### 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

三A・三C・三D 午前八時から午後十時まで

三B 午前六時から午後十二時まで

### 七 届出年月日

平成十八年九月十三日

### 八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

#### 1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

#### 2 縦覧期間

平成十八年十月二日から平成十九年二月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

#### 3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

### 九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から

四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
平成十九年二月二日
- 2 提出先  
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第二項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

(仮称) マックスバリュ東広島高屋店B敷地

2 所在地

東広島市高屋町杵原一八一〇番外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭  
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

2 小売業を行う者

- (一) 名称 株式会社岩崎宏健堂 代表取締役 河戸 憲一朗  
住所 山口県周南市福川三丁目一八番二二号
- (二) 名称 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈  
住所 東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
- (三) 名称 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正  
住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五
- (四) その他未定

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年五月十四日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千七百七十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

三百九十八台

2 駐車場の収容台数

百五十四台

3 荷さばき施設の面積

二百十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

四十七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社岩崎宏健堂

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時

(二) 株式会社大創産業

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時

(三) 株式会社ジュンテンドー

開店時刻 午前七時、閉店時刻 午後十時

(四) その他

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

一 A 午前六時三十分から翌午前二時三十分まで

一 B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

一 A 三箇所

一 B 二箇所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

三E・三F・三G 午前八時から午後十時まで

三H 午前六時から翌午前二時まで

七 届出年月日

平成十八年九月十三日

八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十八年十月二日から平成十九年二月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年二月二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定によつて、世羅町所在の西伊尾地区県営土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年十月二日から平成十八年十月二十三日まで

二 縦覧場所

世羅町役場

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十月二日

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島県知事 藤 田 雄 山

三原市西野四丁目一三四四番の一部、一三四六番一の一部、一三四六番二の一部、一三

四七番、一三四八番一、一三四八番二、一三四九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市皆実二丁目五番二五号

有限会社西原建設

代表取締役 西原 誠

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

山県郡安芸太田町大字上殿字沖田二二五二番一、二二五二番一、二二五二番一、二二五三番一から二二五三番三まで、二二五四番一、二二五四番二、二二五五番一、二二五五番二、二二五六番一、二二五七番一、二二五八番一から二二六〇番まで、二二六一番一、二二六三番一、二二六四番一、二二六五番一、二二六六番一、二二六七番一、二二六八番一、二二七二番一の一部、二二七三番一、二二七四番一、二二七五番一、二二七六番一、二二七七番一、二二七八番一、二二七八番二、二二七九番一、二二八〇番一、二二八〇番二地先から二二七四番一地先道路、二二六一番一地先道路、二二六〇番地先から二二六五番地先道路、二二七二番一地先から二二八〇番地先道路、二二五五番二地先水路、二二五八番地先から二二七六番地先水路、二二五二番二地先から二二七三番一地先水路、二二六六番一地先から二二五七番一地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山県郡安芸太田町大字上殿字沖田二二六〇番地

株式会社モルテンメディアカル

代表取締役社長 梶原 隆司

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

府市中須町字御酒田四二番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

府市中須町二四番の六

三島 康吾

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町緑ヶ丘七三六番三、七三六番二の一部、七三六番一三の一部、七三六番二二六の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区袋町七番五号

株式会社泉都

代表取締役 山本 絃貴

**人事委員会規則**

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月二日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十七号

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則 ( 昭和四十一年広島県人事委員会規則第十五号 ) の一部を次のように改正する。

別表老人福祉センターの項及び勤労青少年ホームの項を削る。  
附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会告示**

広島県公安委員会告示第79号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 ( 昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。 ) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月2日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定の番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
6P0752	告示の日 (平成18年10月2日) から3年間	ぱちんこ遊技機	CR寿司だニヤンST-F C	株式会社銀座 伊藤 二博 代表取締役 古屋市東区大幸二丁目10番15号)	左 同
6P0693	同 上	同 上	CR寿司だニヤンST-F HA	同 上	左 同
6S0467	同 上	回胴式遊技機	ピットジ	同 上	左 同
6S0727	同 上	同 上	パチスロアパレショウウゲンA	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 (大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号)	左 同
6S0665	同 上	同 上	サクスロ	株式会社ラスタ 林田 浩明 代表取締役 (東京都台東区台東四丁目13番21号)	左 同
6P0766	同 上	ぱちんこ遊技機	CR・燃える闘魂アソルトニオ猪	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 (群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 同
6P0837	同 上	同 上	CR・燃える闘魂アソルトニオ猪	同 上	左 同
6P0826	同 上	同 上	CR・燃える闘魂アソルトニオ猪	同 上	左 同
6P0709	同 上	同 上	CR燃だちゃんE J	株式会社オウソピア 藤井 勝也 代表取締役 (東京都台東区東上野二丁目11番7号)	左 同
6P0779	同 上	同 上	CR燃だちゃんP J	同 上	左 同

6P0748	同上	ぱちんこ遊技機	C R 雑だねいサフちゃんA J	株式会社オリンピア 勝也 代表取締役 鏑井 東上野二丁目11番7号)	左同
6P0844	同上	同上	C R 雑だねいサフちゃんV J	同上	左同
6S0641	同上	回胴式遊技機	カロウデジソセツSX	株式会社SNKプレイモア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14番12号)	左同
6S0498	同上	同上	チャムチヤΔXX	同上	左同
6S0698	同上	同上	スカイラフX	同上	左同



# 広島県報

定期第74号

付 録

発行者 広 島 県  
 発行所 広島県総務部  
 総務管理局文書法制室  
 購読料 月額 2,700円

## 平成十八年 六月分目録

定期 (第四十号から  
第四十八号まで)  
 号外 (第九十五号から  
第九十九号まで)

頁	規 則	日 号 外 ページ
五〇	広島県会計規則の一部を改正する規則	一
五〇	出納員その他の会計職員に任命等に関する規則の一部を改正する規則	一
五〇	広島県動物愛護管理条例施行規則等の一部を改正する規則	一
五〇	広島県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する等の規則	一
五〇	衛生検査所の登録に関する規則及び広島県立三次看護専門学校規則の一部を改正する規則	一
五〇	広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則	一
五〇	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	一
五〇	採石法施行細則の一部を改正する規則	一
五〇	広島県行政組織規則の一部を改正する規則	一
〇 告 示		
五〇	出納長の事務の一部委任の解除	一
五〇	特定計量器の定期検査の実施	一
五〇	告示の廃止	一
五〇	許可をすべき皆伐面積の限度	一
五〇	急傾斜地崩壊危険区域の指定	一
五〇	都市計画事業の認可	一
五〇	港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催	一
五〇	出納長の事務の一部委任	一
五〇	管理理容師資格認定講習会の指定	一
五〇	管理美容師資格認定講習会の指定	一
五〇	道路の区域変更	一
五〇	道路の供用開始	一
五〇	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	一
五〇	結核予防法の規定による医療機関の指定	一
五〇	結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	一
六〇	家畜伝染病の発生	二
六〇	基本測量の実施	二
六〇	公共測量の実施	二
六〇	獣医療を提供する体制の整備を図るための広島県計画	二
六〇	指定自立支援医療機関の指定	二
六〇	介護保険法施行令等の一部を改正する政令の規定による調査員養成研修に相当する研修	二
六〇	農業振興地域の指定の変更	二
六〇	家畜伝染病の発生	二
六〇	漁業権の変更免許	二
六〇	遊漁規則の変更の認可	二
六〇	行政手続法の規定による聴聞	二
六〇	国土調査の成果の認証(市町村)	二
六〇	生活保護法の規定による医療機関の指定	二
六〇	生活保護法の規定による施術者の指定	二
六〇	生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	二
六〇	介護保険法の規定による指定調査機関の指定	二
六〇	特定計量器の定期検査の実施	二
六〇	第五種共同漁業権の遊漁規則の認可	二
六〇	漁業の免許	二
六〇	保安林予定森林にする旨の通知	二





特定非営利活動法人の認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要

コイヘルベス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれらと連接一体をなす水面の範囲

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良区の役員退任

広島県情報公開条例の運用状況

広島県個人情報保護条例の運用状況

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

鳥獣保護区特別保護地区の指定の案

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要

大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要

大規模小売店舗立地法の規定による県の意見

県営土地改良事業計画の樹立

県営土地改良事業変更計画の樹立

土地改良区の役員就任及び退任

〇 公安委員会公告

教習指導員審査(普通)の実施

〇 県議会規則

広島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

〇 議会議務局公告

広島県議会情報公開条例の運用状況

〇 教育委員会教育長公告

一般競争入札

〇 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定

政治資金規正法の規定による届出事項の異動の届出があった政治団体の名称等

政治資金規正法の規定による解散の届出があった政治団体の名称等

政治資金規正法の規定による届出があった資金管理団体の名称等

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった資金管理団体の名称等

〇 警察本部公告

警察本部公告

一般競争入札

三 四

政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しがあった資金管理団体の名称等

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙権を有する者の総数の三分の一の数

〇 人事委員会規則

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

〇 公安委員会規則

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する規則の一部を改正する規則

〇 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

〇 警察本部告示

広島県警察業務委託入札結果等公表規程の一部を改正する告示

〇 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習の実施

教習指導員審査(普通)の実施

警備員検定の実施

教習指導員審査(大型・大特・牽引)の実施

教習指導員審査(普自二)の実施

技能検定員審査(大型・大特・牽引)の実施

技能検定員審査(普自二)の実施

警備員指導教習責任者講習の実施

〇 警察本部公告

警察本部公告

一般競争入札

〇 警察本部公告

警察本部公告

一般競争入札

〇 警察本部公告

警察本部公告

一般競争入札

〇 警察本部公告

警察本部公告

一般競争入札

〇 警察本部公告

警察本部公告

一般競争入札

○ 監査委員公表

監査の結果

五月例月出納検査の結果

監査の結果

平成十六年度行政監査の結果に基づく措置状況

○ 不動産適正取引推進機構公告

平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

○ 正 誤

平成十八年三月十六日付け広島県報(定期)第二十号中広島県告示  
第二百八十号の訂正

平成十八年三月十日付け広島県報(号外)第三十六号中広島県警察  
本部告示の番号の訂正

平成十八年三月二十三日付け広島県報(定期)第二十二号中広島県  
告示第三百十四号の訂正

八	"	一	二	"	三	元	五
			97	"	109	102	
五	"	一四	八	"	一	三	一